

帯監査第 39 号
令和 7 年 6 月 24 日

〇〇 〇〇 様

帯広市監査委員 廣瀬 智
帯広市監査委員 秋田 勝利
帯広市監査委員 大竹口 武光

帯広市職員措置請求について（通知）

令和 7 年 6 月 6 日付で受け付けました帯広市職員措置要求書（以下「本件請求」という。）については、次のとおりこれを受理せず、却下することと決定しましたので通知します。

記

1 本件請求の内容について

本件請求は、次の 2 点を主張してなされたものであると解されます。

- (1) 令和 7 年 3 月 31 日付けの奨励金支給額決定書を令和 7 年 5 月 2 日に郵送しているのは不当である。

郵便料は文書の日付が属する令和 6 年度の予算から支出するのが適当であることから、令和 7 年度予算から支出するのは、市への損害であるため、当該郵便料の返還を求める。

- (2) 令和 7 年度になってから実質的に奨励金の支給決定をしているにもかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日付で支出決定を行っているのは不当である。

令和 6 年度予算を令和 7 年度に繰り越して支給を決定すべきであることから、予算措置方法及び財務会計上の行為の是正を求める。

2 要件審査

本件請求が地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たしているかについて審査を行った結果は、次のとおりです。

- (1) 住民監査請求の対象となる行為について

住民監査請求の対象は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されています（法第 242 条第 1 項）。

(2) 帯広市への損害の発生又はそのおそれについて

住民監査請求の制度は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する機能を住民に与えたものであり、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものでありと解され、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬとされています（平成6年9月8日最高裁判決）。

そのため、職員措置請求書には、帯広市にどのような財産的損害が生じ又は生じるおそれがあるかを示す必要があります。

(3) 本件請求の審査

1の(1)の主張については、2の(1)の「公金の支出」には該当しますが、2の(2)の帯広市への損害の発生又はそのおそれについては、具体的に摘示されていないものと判断しました。

また、1の(2)の主張についても、2の(2)の帯広市への損害の発生又はそのおそれについて具体的に摘示されていないものと判断しました。

3 結論

以上により、本件請求は、法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を具備していない不適法なものであるため、これを却下すべきものと判断しました。